

事務連絡
平成28年1月6日

各都道府県衛生主管部（局）
新型インフルエンザ対策担当課御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の
登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、今般、登録手続を特定接種管理システムによって実施することに伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録要領について」（平成28年1月6日付健発0106第7号厚生労働省健康局長通知）により具体的な運用等についてお示ししたところです。

これに併せて、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について」（平成25年12月10日付当室事務連絡）の別添1「特定接種登録申請書の記載に関する手引き」及び別添2「特定接種（医療分野）の登録Q&A」をそれぞれ、別紙1「特定接種登録申請書（医療分野）の入力に関する手引き」及び別紙2「特定接種（医療分野）の登録申請Q&A」に改正することとし、また、登録申請の受付期限を始めとする登録のスケジュールについて、別紙3「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録のスケジュールについて」を作成したので、通知します。

なお、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について」（平成25年12月10日付当室事務連絡）は、廃止します。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村及び特別区に別紙1から3までの周知を、また、管内の医療機関（登録対象事業者）、関係機関等に別紙1、2及び登録申請の受付期間等の周知を図るようお願いします。

また、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、登録申請書等の内容確認への御協力をお願いするとともに、登録申請を希望する医療機関等からの照会や、登録申請があった場合には、それぞれ御対応いただくようお願いします。

なお、登録を希望する医療機関等からの登録申請、内容確認、疑義照会や、医療機関等の登録は、特定接種管理システム（概要は別紙4）によって行います。当該システムにアクセスするためのURLは以下の通りです。

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/adminLogin>

また、これらの特定接種登録申請書など登録に係る資料は、厚生労働省ホームページにおいて公表する予定です。